

令和2年5月8日

鳥取県立境高等学校
保護者 様
生徒 様

鳥取県立境高等学校
校長 田辺 洋範

学校再開について（お知らせ）

政府が発令した緊急事態宣言については、令和2年5月31日（日）まで延長されることとなりましたが、鳥取県では、県内の感染状況等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症予防策をより一層徹底することで、令和2年5月7日（木）から学校を再開することとなりました。

ついでには、本校においても下記のとおり教室内等での3密を防止するなど感染症予防の徹底に取り組み、学校を再開します。

なお、家庭でも感染予防に努めていただき、健康に配慮した生活をしていただきますようお願いいたします。また、発熱等の風邪の症状が見られる場合、新型コロナウイルス感染症の予防上登校できない場合については、出席しなくてもよい日数として扱いますので、ご連絡ください。

記

1 感染症予防策

- (1) 生徒、教職員のマスク着用の徹底
- (2) 校内消毒の徹底
- (3) 生徒、教職員の毎朝の検温、風邪症状等の有無の確認

2 教室内等での3密を防止する対策

- (1) 令和2年5月11日（月）から5月29日（金）まで2学年ごとの分散登校を実施
 - ①令和2年5月11日（月）から5月15日（金）まで 1・3年次生が登校
 - ②令和2年5月18日（月）から5月22日（金）まで 2・3年次生が登校
 - ③令和2年5月25日（月）から5月29日（金）まで 1・2年次生が登校
- (2) 教室内では生徒の間隔が1m以上離れるようにし、生徒数を25人程度までとする
- (3) 25人程度を超えるクラスは、1クラスを2分割して授業を実施する
- (4) 分散登校により不足する授業時間数については、夏季休業等を短縮して授業を実施する

3 部活動について

- (1) 感染症予防を徹底した上で実施する
- (2) 週休日は休養日とする
- (3) 活動時間は、2時間程度とする
- (4) 県外遠征、対外試合、合宿等は実施しない
- (5) 体育館や教室等を利用する場合は、1時間に5から10分程度の換気をする
- (6) 活動前に、体調観察を実施し、発熱等の風邪の症状がある場合には参加させない
- (7) 休憩時等には、手洗い、うがい等を行う
- (8) コンタクトスポーツについては、個人での活動とする
- (9) 使用する器具等は消毒する
- (10) 分散登校で自宅学習の場合は、授業終了後10分後以降に登校し、部活動を行う